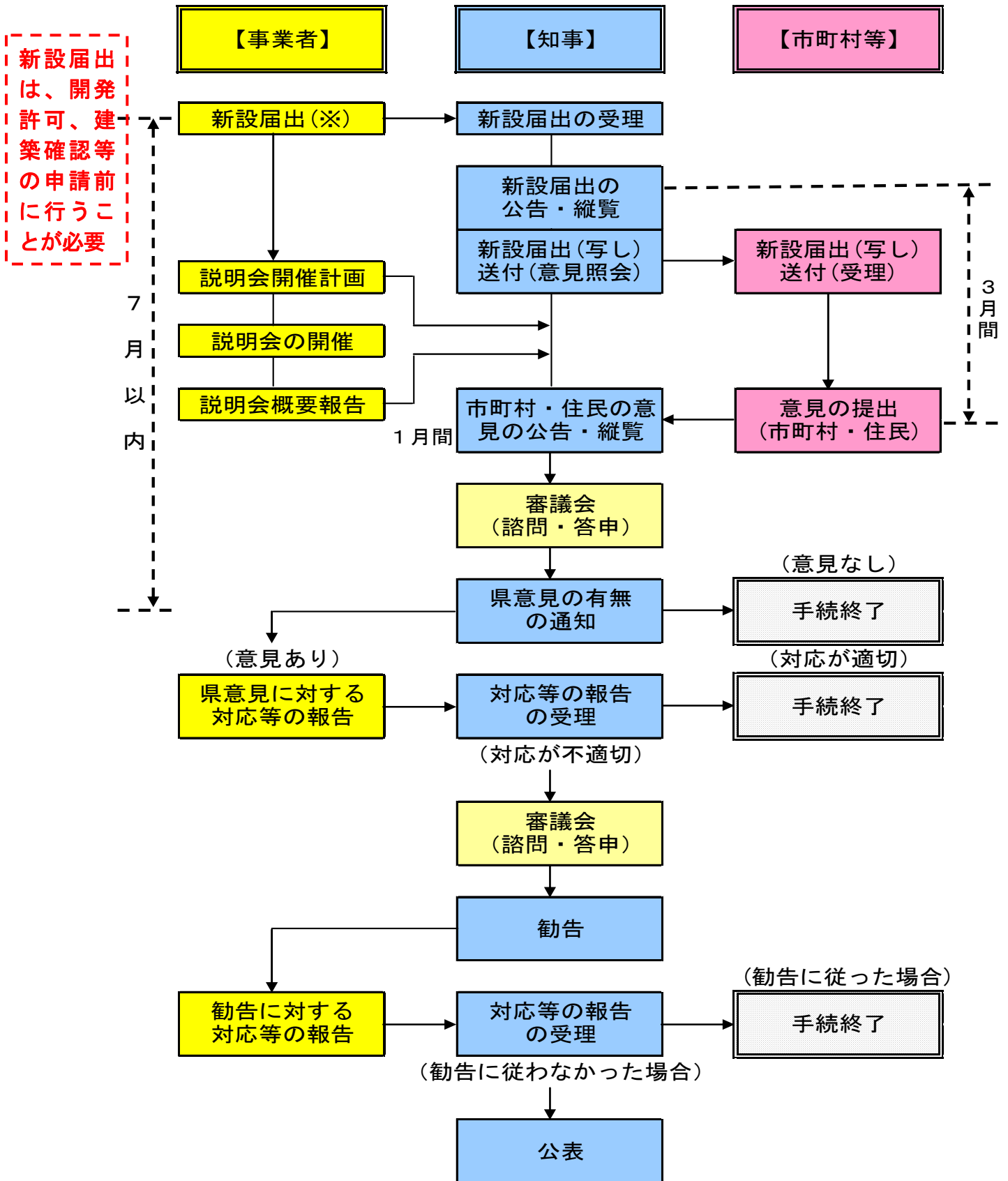


I 適正立地に関する新設届出フロー



施設の新設に係る工事は、次に掲げる日以後でなければ行うことができない。

- ① 県意見がなかった場合は、その旨の通知の日
- ② 県意見があった場合は、県意見に対する対応等の報告を行って2月を経過した日

II 「地域貢献計画」の提出等フロー

